

一般競争入札心得

2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会

(趣旨)

第1条 この心得は、2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会（以下「協議会」という。）が行う堺市内のシティドレッシングにかかる屋外広告物製作及び掲出等業務に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は協議会が定める規程及びそのほかの関係法令並びに入札説明書、契約条項、この入札心得を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、協議会の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)、刑法(明治40年法律第45号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

(入札参加者資格等)

第4条 入札参加者は、入札公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を協議会に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
 - (2) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取消されている者
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(入札保証金等)

第5条 入札保証金は、大阪府財務規則(昭和55年大阪府規則第48号。以下「規則」という。)第61条の規定に該当する場合は、免除する。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の110に相当する金額(以下「契約希望金額」という。)の100分の2に相当する金額を協議会に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表 13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、協議会が契約を締結しない場合
- (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表 6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止 1 ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、協議会が契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
- (4) 死亡・傷病・退職により配置予定者等（入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。）が欠けるため契約を締結しない場合

（入札の方法）

第 6 条 入札参加者は、入札書に記名押印の上、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時まで協議会に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- 4 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とすること。
- 5 入札会場への入室は、原則として入札参加者 1 名のみとする。

（入札の辞退）

第 7 条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあっては、入札参加辞退届を協議会に提出するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- 3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換え等の禁止）

第 8 条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の取り止め等）

第 9 条 入札参加者が第 2 条又は第 3 条に抵触する疑いがあるときなど、協議会が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

- 2 前項の規定により協議会が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取止めることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち合わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2者以上の代理人である者のした入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(失格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者
- (2) 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者
 - ア **堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱**に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共事業等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者
 - ウ 大阪府・堺市又は協議会の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (3) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第13条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、その者について事後審査等を行い、その結果、資格があると確認された者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて事後審査等の順位を決定し、その順位に従って事後審査等を行い、最初に資格があると確認された者を落札者とする(当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。)

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格制度を採用した入札の場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した

者を落札候補者とし、その者について事後審査等を行い、その結果、資格があると確認された者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段及びただし書の規定は、この場合について準用する。

- 3 前各項の事後審査等の結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断したときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出した者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、その者について事後審査等を行う。
- 4 前項の事後審査等の結果、資格があると確認された者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。第1項後段及びただし書の規定は、この場合について準用する。
- 5 前2項の事後審査等は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

（再度の入札）

第14条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回以内とする。ただし、予定価格を事前公表した入札の場合においては、再度の入札は行わない。

- 2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。
 - (1) 当初入札において第11条第1号から第3号まで及び第7号から第10号までの規定により無効とされた入札をした者
 - (2) 当初入札において第11条第11号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの
 - (3) 当初入札において第12条各号に該当した者

（契約保証金等）

第15条 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
 - (2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - (3) 銀行又は協議会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
 - (4) 銀行又は協議会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
 - (5) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - (6) 銀行又は協議会が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (1) 協議会を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は契約金額の100分の5以上の額とす

- る)を保険会社と締結し、その保険証書を協議会に寄託した場合(落札者の申請による)。
- (2) 本業務と同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約を過去2年間で2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない場合。

(契約の締結等)

- 第16条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約書及び暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に協議会に提出しなければならない。ただし、協議会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
- 2 落札者が前項に定める契約書及び誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第12条第2号ア又はウに該当した場合は、契約を締結しないことがある。
- 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第12条第2号イに該当した場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 前3項の規定により契約を締結しないときは、第5条に定める違約金を協議会に支払わなければならない。この場合、協議会は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立て)

- 第17条 入札参加者は、入札後、この入札心得、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

- 第18条 入札に際しては、すべて協議会の指示に従うこと。